

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月14日
【届出者の氏名又は名称】	三菱重工業株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南二丁目16番 5号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 6716 - 3111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部グループ長(企画グループ) 山本博章
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	三菱重工業株式会社 (東京都港区港南二丁目16番 5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、三菱重工業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社東洋製作所をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) 第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社を米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

(注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語でも作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとし、本書に含まれる全ての財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務諸表と同等の内容とは限りません。

(注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933) 第27 A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) 第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で

義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注11) 日本の会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）に従って対象者の株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従って単元未満株式を買い取る可能性があり、公開買付者はかかる買い取りを了承しています。日本の金融商品取引関連法制上、かかる買い取りにつき開示がなされた場合は、米国の株主に対して当該開示について書面による通知がなされるか、又は公開買付者若しくは対象者のホームページ上で開示がなされます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月31日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項及びその添付書類である平成25年5月31日付公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項がございましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(3) 買付予定の株券等の数

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

所有株券等の数

公開買付届出書の添付書類

平成25年5月31日付公開買付開始公告

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

< 前略 >

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を6,929,000株(所有割合31.07%)としております。当該買付予定数の下限は、(a)対象者が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(22,296,204株)から、()同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(880,427株)、()本書提出日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数(8,295,000株)、()当社の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社(本書提出日現在の所有株式数720,000株、所有割合3.22%)及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社(本書提出日現在の所有株式数1,000株、所有割合0.00%。以下、併せて「当社関連会社ら」といいます。)が所有する対象者普通株式数(721,000株)、並びに()当社の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムズの取締役である松井博治氏(本書提出日現在の所有株式数15,000株、所有割合0.06%。以下「当社関連会社役員」といいます。)が所有する対象者普通株式数(15,000株)を控除した株式数(12,384,777株)の過半数に相当する株式数(6,192,389株。これは、当社並びに当社関連会社ら及び当社関連会社役員以外の株主が所有する普通株式数の過半数に相当する対象者の普通株式数に当たります。)に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(736,000株)を加えた株式数から1単元(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数となります(なお、当社が買付予定数の下限に相当する数の株式を取得した場合、当社の所有する対象者普通株式数は15,224,000株(所有割合68.28%)となります。)。したがって、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が6,929,000株(所有割合31.07%)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、対象者普通株式を所有する当社関連会社ら及び当社関連会社役員は公開買付者の調査により本書提出日現在判明しているものとなります。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、全ての応募株券等の買付けを行います。

< 後略 >

(訂正後)

<前略>

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を6,929,000株(所有割合31.07%)としております。当該買付予定数の下限は、(a)対象者が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(22,296,204株)から、()同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(880,427株)、()本書提出日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数(8,295,000株)、()当社の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社(本書提出日現在の所有株式数720,000株、所有割合3.22%)及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社(本書提出日現在の所有株式数1,000株、所有割合0.00%。以下、併せて「当社関連会社」といいます。)が所有する対象者普通株式数(721,000株)、並びに()当社の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムズの取締役である松井博治氏(本書提出日現在の所有株式数15,000株、所有割合0.06%。以下「当社関連会社役員」といいます。)が所有する対象者普通株式数(15,000株)を控除した株式数(12,384,777株)の過半数に相当する株式数(6,192,389株。これは、当社並びに当社関連会社ら及び当社関連会社役員以外の株主が所有する普通株式数の過半数に相当する対象者の普通株式数に当たります。)に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(736,000株)を加えた株式数から1単元(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数となります(なお、当社が買付予定数の下限に相当する数の株式を取得した場合、当社の所有する対象者普通株式数は15,224,000株(所有割合68.28%)となります。)。したがって、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が6,929,000株(所有割合31.07%)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、対象者普通株式を所有する当社関連会社ら及び当社関連会社役員は公開買付者の調査により本書提出日現在判明しているものとなります(公開買付者の調査により、当社関連会社役員が本書提出日において所有する対象者普通株式数は、15,000株(所有割合0.06%)ではなく、1,000株(所有割合0.00%)であったことが本書提出日後に判明いたしました。これにより、上記買付予定数の下限(6,929,000株)が変更されるものではありません。)。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、全ての応募株券等の買付けを行います。

<後略>

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(3)【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

<前略>

(注2) 買付予定数の下限は、(a)対象者が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(22,296,204株)から、()同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(880,427株)、()本書提出日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数(8,295,000株)、()当社関連会社らが所有する対象者普通株式数(721,000株)、並びに()当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(15,000株)を控除した株式数(12,384,777株)の過半数に相当する株式数(6,192,389株)に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(736,000株)を加えた株式数から1単元(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注2) 買付予定数の下限は、(a)対象者が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(22,296,204株)から、()同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(880,427株)、()本書提出日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数(8,295,000株)、()当社関連会社らが所有する対象者普通株式数(721,000株)、並びに()当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(15,000株)を控除した株式数(12,384,777株)の過半数に相当する株式数(6,192,389株)に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(736,000株)を加えた株式数から1単元(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数です。なお、当社関連会社役員が本書提出日において所有する対象者普通株式数は、15,000株ではなく、1,000株であったことが本書提出日後に判明いたしましたが、これにより、上記買付予定数の下限が変更されるものではありません。

<後略>

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成25年5月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9,286 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	9,286	-	-
所有株券等の合計数	9,286	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式880,427株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数16個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年5月31日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

(平成25年5月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9,272 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	9,272	-	-
所有株券等の合計数	9,272	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式880,427株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年5月31日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】
(訂正前)

(平成25年5月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	991 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	991	-	-
所有株券等の合計数	991	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式880,427株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数16個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年5月31日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(訂正後)

(平成25年5月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	977 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	977	-	-
所有株券等の合計数	977	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式880,427株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年5月31日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【所有株券等の数】

(訂正前)

<前略>

松井 博治

(平成25年5月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	15	-	-
所有株券等の合計数	15	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 松井博治氏は、小規模所有者に該当いたしますので、松井博治氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成25年5月31日現在) (個)(g)」に含めておりません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

松井 博治

(平成25年5月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	1	-	-
所有株券等の合計数	1	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 松井博治氏は、小規模所有者に該当いたしますので、松井博治氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (平成25年5月31日現在) (個)(g)」に含めておりません。

<後略>

公開買付届出書の添付書類

平成25年5月31日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を6,929,000株(所有割合31.07%)としております。当該買付予定数の下限は、(a)対象者が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(22,296,204株)から、()同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(880,427株)、()本公告日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数(8,295,000株)、()当社の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社(本公告日現在の所有株式数720,000株、所有割合3.22%)及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社(本公告日現在の所有株式数1,000株、所有割合0.00%。以下、併せて「当社関連会社ら」といいます。)が所有する対象者普通株式数(721,000株)、並びに()当社の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムズの取締役である松井博治氏(本公告日現在の所有株式数15,000株、所有割合0.06%。以下「当社関連会社役員」といいます。)が所有する対象者普通株式数(15,000株)を控除した株式数(12,384,777株)の過半数に相当する株式数(6,192,389株。これは、当社並びに当社関連会社ら及び当社関連会社役員以外の株主が所有する普通株式数の過半数に相当する対象者の普通株式数に当たります。)に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(736,000株)を加えた株式数から1単位(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数となります(なお、当社が買付予定数の下限に相当する数の株式を取得した場合、当社の所有する対象者普通株式数は15,224,000株(所有割合68.28%)となります。)。したがって、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が6,929,000株(所有割合31.07%)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、対象者普通株式を所有する当社関連会社ら及び当社関連会社役員は公開買付者の調査により本公告日現在判明しているものとなります。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、全ての応募株券等の買付けを行います。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を6,929,000株(所有割合31.07%)としております。当該買付予定数の下限は、(a)対象者が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(22,296,204株)から、()同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(880,427株)、()本公告日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数(8,295,000株)、()当社の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社(本公告日現在の所有株式数720,000株、所有割合3.22%)及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社(本公告日現在の所有株式数1,000株、所有割合0.00%。以下、併せて「当社関連会社ら」といいます。)が所有する対象者普通株式数(721,000株)、並びに()当社の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムズの取締役である松井博治氏(本公告日現在の所有株式数15,000株、所有割合0.06%。以下「当社関連会社役員」といいます。)が所有する対象者普通株式数(15,000株)を控除した株式数(12,384,777株)の過半数に相当する株式数(6,192,389株。これは、当社並びに当社関連会社ら及び当社関連会社役員以外の株主が所有する普通株式数の過半数に相当する対象者の普通株式数に当たります。)に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(736,000株)を加えた株式数から1単位(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数となります(なお、当社が買付予定数の下限に相当する数の株式を取得した場合、当社の所有する対象者普通株式数は15,224,000株(所有割合68.28%)となります。)。したがって、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が6,929,000株(所有割合31.07%)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、対象者普通株式を所有する当社関連会社ら及び当社関連会社役員は公開買付者の調査により本公告日現在判明しているものとなります(公開買付者の調査により、当社関連会社役員が本公告日において所有する対象者普通株式数は、15,000株(所有割合0.06%)ではなく、1,000株(所有割合0.00%)であったことが本公告日後に判明いたしましたが、これにより、上記買付予定数の下限(6,929,000株)が変更されるものではありません。)。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、全ての応募株券等の買付けを行います。

<後略>

2. 公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

< 前略 >

(注2) 買付予定数の下限は、(a)対象者が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(22,296,204株)から、()同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(880,427株)、()本公告日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数(8,295,000株)、()当社関連会社らが所有する対象者普通株式数(721,000株)、並びに()当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(15,000株)を控除した株式数(12,384,777株)の過半数に相当する株式数(6,192,389株)に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(736,000株)を加えた株式数から1単元(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注2) 買付予定数の下限は、(a)対象者が平成25年2月13日に提出した第74期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(22,296,204株)から、()同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(880,427株)、()本公告日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数(8,295,000株)、()当社関連会社らが所有する対象者普通株式数(721,000株)、並びに()当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(15,000株)を控除した株式数(12,384,777株)の過半数に相当する株式数(6,192,389株)に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数(736,000株)を加えた株式数から1単元(1,000株)未満に係る数を切り上げた株式数です。なお、当社関連会社役員が本公告日において所有する対象者普通株式数は、15,000株ではなく、1,000株であったことが本公告日後に判明いたしましたが、これにより、上記買付予定数の下限が変更されるものではありません。

< 後略 >